

## 一般消費者向け製品の適用除外火工品審査実施要領（内規） の適用等について（案）

平成26年4月18日  
鉦山・火薬類監理官付

火薬類取締法（以下「法」という。）では、原則全ての火薬類の製造・販売・貯蔵・消費等の取扱いを規制している。ただし、法第2条第1項第3号への規定に基づく火薬類取締法施行規則第1条の4第7号に定めるところにより、「災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないもの」については、経済産業大臣が指定することにより、法の適用から除外されている（いわゆる適用除外火工品の指定）。

現在、雪崩対策用エアバッグ、自転車用ヘルメット型エアバッグ等、少量の火薬類を使用した一般消費者向け製品について、適用除外火工品として指定を受けたい旨の要望が事業者から寄せられている。このため、本年3月14日に開催された火薬小委員会において、一般消費者向け製品の適用除外火工品の指定に対する考え方について審議したところ、一般消費者向け製品は、事業者向け製品と異なり、その取扱いや管理、使用、廃棄方法等が消費者ごとに異なることが想定されるため、適用除外火工品に指定する場合には、これまでの適用除外火工品の指定基準に加えて必要な条件を追加することとされた。

このため、今回、一般消費者向け製品を適用除外火工品に指定する際に特に考慮すべき事項を明らかにし、本年4月7日に制定した「適用除外火工品審査実施要領（内規）」（20140206 商局相1号）（以下「審査実施要領」という。）に、具体的要件を補足することとする。

### （1）考慮すべき事項について

#### ①火工品の構造・機構・動作が明らかであり、原則として火薬類による飛散物、火炎等が直接火工品の外に出ないこと

一般消費者向け製品に関しては、その取扱い等が消費者ごとに異なることが想定されることから、対象となる火工品における火薬・爆薬の発火、燃焼・爆発等による火工品内部の構造・機構・動作を確認するとともに、当該火工品が組み込まれた最終製品（以下「最終製品」という。）の通常消費、火工品<sup>1</sup>及び最終製品（以下「最終製品等」という。）の、通常とは異なる消費において、火薬の発火等による影響が周囲に被害を与えないことを確認する。

現行の審査実施要領の「通常点火試験」の判定基準では、飛散物として飛散したり、飛翔体として飛翔しても周囲に被害を与えなければ基準を満足す

<sup>1</sup> ここでいう火工品は、特殊工具を用いなくて分解可能な最小単位の火工品を指す。

ることとなるが、一般消費者向け最終製品等の通常消費及び通常とは異なる消費に関する安全性については、次の i) 又は ii) のいずれかに該当することを確認することとする。

i) 火薬等の発火等により、飛散物、火炎、燃焼ガス等が、直接、最終製品等の外部に出ないこと及び飛翔体が発生しないことを、目視等によって確認する。

ii) 火薬等の発火等に伴う燃焼ガス等が、直接、最終製品等の外部に放出される場合であって、当該放出が最終製品の設計上等において必要不可欠な場合には、火薬等の種類と薬量、燃焼等による火工品内部の動作等により、当該放出が周囲に被害を与えないことを確認する。

最終製品等の通常とは異なる消費であって、上記 i) 又は ii) に該当しない場合には、当該最終製品等に誤って作動しないための安全対策が施されていることを確認する。

## ②火薬等の保有エネルギー等が十分低いこと

対象となる火工品は、審査実施要領における「外殻構造試験」により、内部の火薬類が容易に取り出せない構造であることを確認することとしている。一般消費者向け製品については、更に、万一、封入されている火薬等が何らかの原因により誤って外部に露出してしまった場合を考慮し、火薬類による公共の安全の確保に支障が無いことを確認するため、火薬等の種類と薬量、燃焼等による火工品内部の動作等により、「火薬等の保有エネルギーやその威力が十分低いこと」を確認する。

## ③伝火（爆）試験において伝火（爆）しないこと

対象となる火工品は、審査実施要領における「伝火（爆）試験」により、伝火（爆）しないこと又は伝火（爆）する場合には伝火（爆）しなくなる距離を計測し、通常の手扱い状況において安全上の問題がないかを確認することとしている。一般消費者向け製品については、当該火工品の管理、使用方法が消費者ごとに異なることを考慮し、火工品を安全に貯蔵又は取り扱うための伝火（爆）試験について、「伝火（爆）しないこと」を条件とする。

## ④原則として緊急時の人命保護等に用いるものであること

火薬類は、それが有する性質から、消費の目的や取扱い方法等により、安全性の確保に必要な措置に差が生じる可能性が考えられるため、一般消費者向け製品については、その目的が、原則として「緊急時の人命保護等に用いられるもの」とする。

なお、上記以外の目的の火工品については、その用途と安全性に鑑みて慎重に検討することとする。

一般消費者向け製品を適用除外火工品に指定する際には、上記の各条件を審査実施要領に追加して確認することによって、公共の安全の維持に支障がないことを担保できると考えられる。ただし、これら製品については、その取扱いや管理、使用、廃棄方法等が消費者ごとに異なることが想定されるため、当該製品の適切な取扱いを促すための「取扱説明書」「火工品への表示」等を確認する。

## (2) 今後の予定について

4月下旬～ パブコメを実施

6月上旬 内規改正

別添資料：適用除外火工品審査実施要領（内規）改正案

参考資料：3月14日の火薬小委員会資料